

原子力災害対策重点区域

【防災・危機管理統括本部】

原子力災害対策重点区域とは、原子力施設での災害に備え、その影響の及ぶ可能性がある範囲を定め、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域のことで、その区域内における住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリングの体制整備、屋内退避・避難方法等の周知などが必要とされる。各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とする。

なお、現時点では、原子力災害対策指針に定める原子力災害対策重点区域に市域は含まれていない。今後、同区域に市域が含まれる場合は、原子力災害対策指針に定める必要な対策がとれるよう検討を行う。

(参考)

1 発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域

ア 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ: Precautionary Action Zone)

急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベルに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のこと。原子力施設から概ね半径5kmが目安とされる。

イ 緊急的防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective Action planning Zone)

確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域のこと。原子力施設から概ね30kmが目安とされる。

2 発電用原子炉施設以外で市周辺に所在する原子力施設の原子力災害対策重点区域

東芝エネルギーシステムズ(株)原子力技術研究所(川崎市)	—
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン(横須賀市)	半径約500m